

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
離職介護人材再就職準備金の手引

貸与希望者用

平成29年8月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
健康・福祉人材センター

目 次

1. 離職介護人材再就職準備金の概要	1
2. 提出様式	5
①再就職準備金借用申請書（様式第1号）	6
②誓約書（様式第2号）	8
③再就職準備金利用計画書（様式第3号）	10
④実務経験証明書（様式第4号）	12
⑤再就職（内定・決定）証明書（様式第5号）	14
3. 離職介護人材再就職準備金貸与規程・施行要綱	17

離職介護人材再就職準備金貸与制度の概要

1. 貸与対象者

離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者であって、下記の条件にすべて該当する方。

- (1) 富山県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に介護職員等として就職した者
- (2) 介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (3) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修を修了した者
 - ③ 介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、訪問介護職員（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）
- (4) 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援を提供する事業所・施設、第一号訪問事業または第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就職した者
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間にあらかじめ富山県健康・福祉人材センターに氏名及び住所等の届出・登録をした者
- (6) 直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職する日までの期間が3か月以上ある者。ただし、県外で介護職員等として業務に従事していた場合はこの限りではない。

2. 貸与額及び貸与回数

- (1) 貸与額 400,000円以内（一括交付）
- (2) 貸与回数 一人当たり一回限りとします。

3. 利子

貸与金は無利子とします。

4. 再就職準備金の返還免除

介護職員として就職した日から、富山県内の対象の事務所等において、2年間、介護職員等の業務に従事した場合は、貸与した再就職準備資金の返還を全額免除します。

5. 再就職準備金の返還

- ① 県内で介護の業務に従事する意志がなくなったとき
- ② 県内で所定期間（2年間）業務に従事しなかったとき 等

6. 留意事項

再就職準備に際して、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金等から借入れをされた場合、併用貸付はできません。

7. 募集期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

※事前に富山県健康・福祉人材センターへの届出・求職登録が必要です。

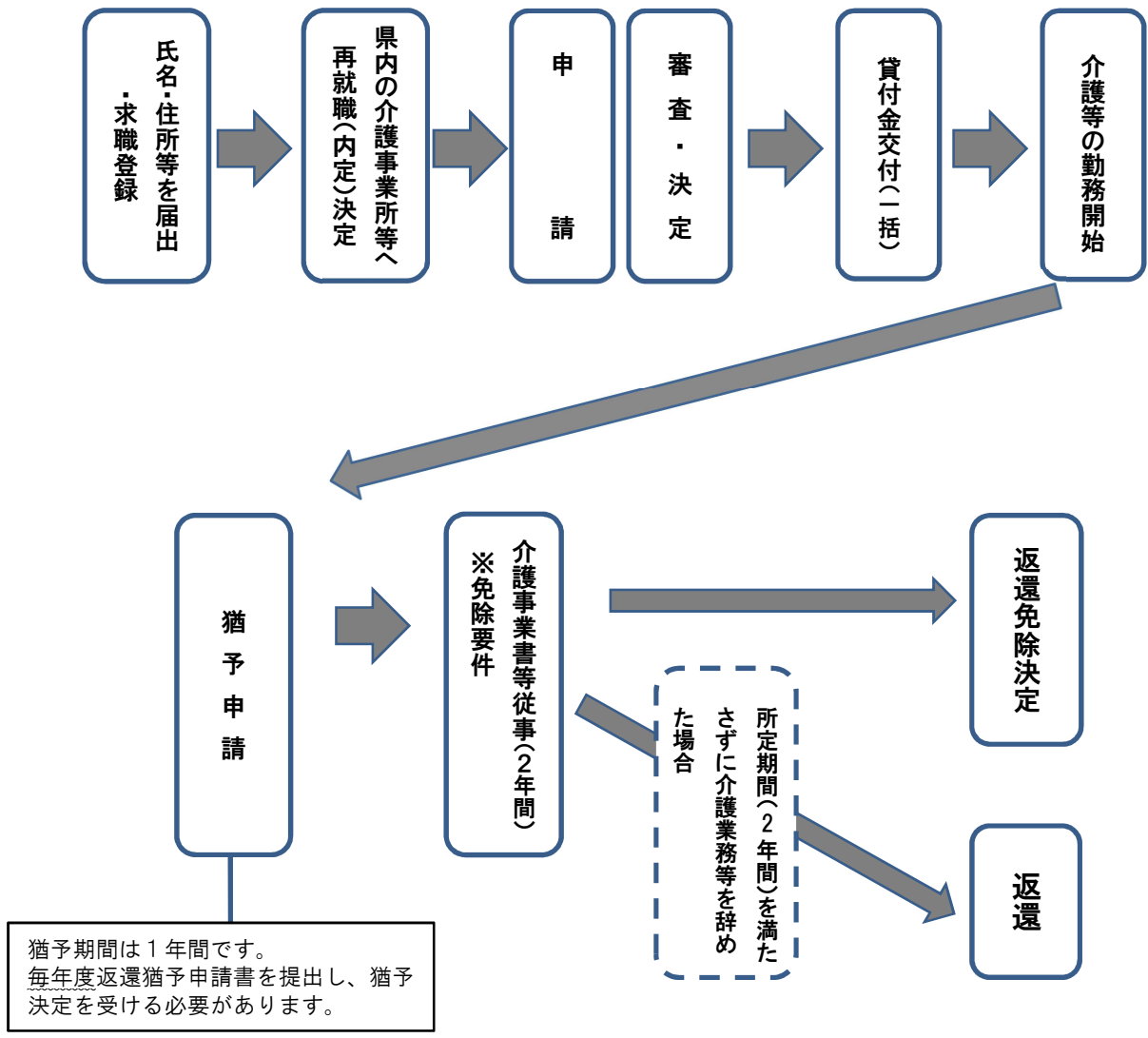
※届出・求職登録されている方は、内定または決定された日から採用日までの間に借用申請してください。（平成 29 年 4 月～9 月の間に勤務を開始した方で、8 月の改正により新たに対象となった事業所・施設に再就職した方は、10 月 31 日まで申請可能です。10 月 1 日以降に勤務を開始する方は事前に申請が必要です。）

※平成 30 年 4 月 1 日以降に就職される方は、事前にご相談ください。

8. 申請に必要な書類

- ①就職準備金借用申請書（様式第 1 号）
- ②誓約書（様式第 2 号）
- ③再就職準備金利用計画書（様式第 3 号）
- ④実務経験証明書（様式第 4 号）
- ⑤再就職（内定・決定）証明書（様式第 5 号）
- ⑥介護福祉士登録証又は実務者研修修了証明書若しくは初任者研修修了証明書の写し
- ⑦印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- ⑧住民票の写し（個人番号のみを省略した申請者・連帯保証人の世帯全員のもの）
- ⑨所得を証明する書類（連帯保証人のもの）

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



※届出・求職登録方法は、富山県健康・福祉人材センターへお問い合わせください。

提出様式

◎ 様式はコピーして使用してください。

再就職準備金借用申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者※自筆

㊞

(法定代理人※自筆)

㊞

離職介護人材再就職準備金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金 円	
本人	住 所	〒	
	氏名及び生年月日	ふりがな	年 月 日生 (歳)
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	
緊急連絡先①	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	
緊急連絡先②	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	

注1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注2) 本人の住所欄:家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注3) 年齢は申請日現在で記入。

※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

【記入例・記入要領】

様式第1号

再就職準備金借用申請書

平成〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者^{※自筆} 〇〇 〇〇 (印)
(法定代理人^{※自筆}) (印)

離職介護人材再就職準備金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金 ●●●●, ●●●●円	
本 人	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び生年月日	ふりがな とやま はなこ 富山 花子	昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
	電話番号	自宅: XXX (XXX) XXXX	携帯: : XXX (XXX) XXXX
緊急 連絡先 ①	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな とやま いちろう 富山 一郎	本人との関係 夫
	電話番号	自宅: XXX (XXX) XXXX	携帯: : XXX (XXX) XXXX
緊急 連絡先 ②	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな たてやま たろう 立山 太郎	本人との関係 父
	電話番号	自宅: XXX (XXX) XXXX	携帯: : XXX (XXX) XXXX

注1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注2) 本人の住所欄：家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注3) 年齢は申請日現在で記入。
※申請書類でいただいた個人情報は、本事業以外では使用いたしません。

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

年 所 得 [千円]
申請者との関係 []

私は、下記のとおり離職介護人材再就職準備金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規定等を遵守し、県内の事務所等において介護職員等の業務に従事することを誓います。

なお、再就職準備金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	金	円
------	---	---

- (添付書類)
1. 連帯保証人の印鑑証明
 2. 申請者・連帯保証人の住民票の写し
(個人番号のみを省略した本籍・世帯全員の記載があるもの)
 3. 連帯保証人の所得を証明する書類 (源泉徴収票の写し等)

実務経験証明書

平成 年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

住 所	〒 -
氏名(ふりがな)	()
連絡先	自 宅 : ()
	携帯電話 : ()
生年月日	年 月 日 (歳)

下記のとおり介護職員等の業務に従事しました。

業 務 従事先	所在地	〒 -
	法人名	
	施設名	
	電話番号	()
	職 種	
在職期間 (業務従事期間は どちらかに○)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (業務従事期間が 180 日以上 ある ない)	

上記のとおり従事したことを証明します。

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

印

再就職（内定・決定）証明書

平成 年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

住 所	〒 -
氏名（ふりがな）	()
連絡先	自 宅： ()
	携帯電話： ()
生年月日	年 月 日 (歳)

下記のとおり介護職員等の業務に従事雇用が（内定・決定）しました

業 務 従事先	所在地	〒 -
	法人名	
	施設名	
	電話番号	()
	職 種	
雇用開始日	平成 年 月 日	

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。

平成 年 月 日

(法人名))

(代表者名)

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

【記入例・記入要領】

様式 5 号

再就職（内定・決定）証明書

平成 年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

住 所	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名（ふりがな）	富山 花子 （ とやま はなこ ）
連絡先	自 宅： XXX （XXX） XXXX
	携帯電話： XXX （XXX） XXXX
生年月日	昭和○○年○○月○○日（○○歳）

下記のとおり介護職員等の業務に従事雇用が 内定・決定 しました

業 務 従事先	所在地	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○○○
	法人名	社会福祉法人○○会
	施設名	特別養護老人ホーム○○○○苑
	電話番号	XXX （XXX） XXXX
	職 種	介護職
雇用開始日	平成○○年○○月○○日	

○をつけてください

上記のとおり 内定・決定 していることを証明します。

平成○○年○○月○○日
 （法人名） 社会福祉法人○○○○会
 （代表者名） △△ △△△△

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
離職介護人材再就職準備金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、離職介護人材再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸与を実施し、富山県内（以下「県内」という。）における福祉・介護人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(再就職準備金の貸与)

第2条 社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）は、県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に介護職員等として就職した者であって、次の各号の要件をいずれも満たす者に対し、再就職準備金を貸与することができる。

- (1) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修を修了した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- (3) 県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就職した者
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間に、予め、富山県健康・福祉人材センターに氏名及び住所等の届出・登録を行い、かつ、再就職準備金借用申請書（様式第1号）を提出した者
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職する日までの期間が3か月以上ある者。ただし、県外で介護職員等として業務に従事していた場合はこの限りではない。

(貸与対象経費及び貸与額)

- 第3条 貸与対象経費は、介護職員等として再就職を行うにあたって会長が必要と認める費用とする。
- 2 再就職準備金の貸与額は、400,000円と貸与対象者が会長に提出した再就職準備金利用計画書（様式第3号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
 - 3 貸与回数は、一人当たり一回限りとする。
 - 4 貸与する再就職準備金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第4条 再就職準備金の貸与を受けようとする者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。この場合において、再就職準備金の貸与を受けようとする者が未成年者であるとき、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 会長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他貸与することが適当でないと認められるとき。

(理由の提示)

第6条 会長は、前条の規定により再就職準備金の貸与を取り消すときは、貸与を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第7条 再就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、再就職準備金を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により、再就職準備金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 再就職準備金の貸与を受けた者が県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等の国立施設において介護職員等の業務に従事する場合及び東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において介護職員等の業務に従事する場合は、県内の区域に含めるものとする。以下同じ。）の事業所等において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は県内の事業所等において介護職員等の業務に従事しなくなったとき。

(返還の猶予)

第8条 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、再就職準備金の返還を猶予することができる。

- (1) 県内の事業所等において、介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 県内の事業所等において介護職員等として就労した日から、要綱で定める期間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

なお、従事する事業所等の法人における人事異動等により、再就職準備金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、県内において介護職員等の業務に従事した期間に含めるものとする。

- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により再就職準備金を返還することが困難になったとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

(延滞利息)

第 10 条 再就職準備金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、再就職準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

(要綱への委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）離職介護人材再就職準備金貸与規程（以下、「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(再就職準備金申請手続等)

第2条 再就職準備金の貸与を受けようとする者は、再就職準備金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに県社協会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 再就職準備金利用計画書（様式第3号）
- (3) 実務経験証明書（様式第4号）
- (4) 再就職(内定・決定)証明書（様式第5号）
- (5) 介護福祉士登録証又は実務者研修修了証明書若しくは初任者研修修了証明書の写し
- (6) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（個人番号のみを省略した申請者・連帯保証人の世帯全員のもの）
- (8) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

(貸与決定等)

第3条 会長は、前条第1項の規定により申請書等が提出された場合は、申請者に再就職準備金貸与決定通知書（様式第6号）又は再就職準備金貸与非決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 会長は、予算の範囲内で貸与決定を行うこととし、予算を超える申請があった場合は貸付決定を行わないものとする。
- 3 申請者は、前項の再就職準備金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に、口座振替届（様式第8号）を会長に提出するものとする。

(資金の貸与)

第4条 再就職準備金は、一括交付とする。

(連帯保証人)

第5条 規程第4条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であつて、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。

(再就職準備金借用書の提出)

第6条 再就職準備金の貸与を受けた者は、交付日から14日以内に、連帯保証人と連署の上、再就職準備金借用書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

(返還の方法)

第7条 規程第7条の規定により再就職準備金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に再就職準備金返還計画書（様式第10号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 会長は、再就職準備金の返還を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 3 再就職準備金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(再就職準備金返還猶予申請書)

第 8 条 規程第 8 条に規定する再就職準備金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から 60 日以内に再就職準備金返還猶予申請書(様式第 12 号)、就職届(様式第 13 号)及び在職証明書(様式第 14 号)を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、再就職準備金の猶予を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還猶予決定通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

(返還の猶予期間)

第 9 条 規程第 8 条の規定により再就職準備金の返還を猶予する期間は、1 年以内とする。ただし、更にその事由が継続するときは、3 年を限度として猶予の期間を延長することができる。

(返還の免除)

第 10 条 規程第 9 条第 1 号で定める期間は 2 年(在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上)とする。

- 2 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事している者に係る在職期間については、市町村又は有料職業紹介所等に登録した期間を含めて差し支えないものとし、同時に 2 以上の市町村等において業務に従事した期間は、1 の期間として計算して通算しないものとする。
- 3 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が規程第 9 条第 2 項各号の規定に該当するに至ったときは、富山県内(以下「県内」という。)の事業所等において介護職員等として業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間(この期間が 2 年に満たないときは 2 年とする。)の 2 分の 5 で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

(再就職準備金返還免除申請書)

第 11 条 規程第 9 条に規定する再就職準備金の返還の免除を受けようとする者は、同条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する事由の生じた日から 20 日以内に再就職準備金返還免除申請書(様式第 16 号)を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、再就職準備金の免除を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還免除決定通知書(様式第 17 号)により通知するものとする。

(従事期間の計算)

第 12 条 規程第 9 条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを算入するものとする。

- 2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、退職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を 1 月として控除するものとする。

(届出)

第 13 条 再就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 再就職準備金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 再就職準備金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (3) 勤務に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (4) 県内において介護等の業務に就職または離職したとき。
 - (5) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。
- 2 再就職準備金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、再就職準備金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

《問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県健康・福祉人材センター

(無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005)

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館 (サンシップとやま)

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532